

受診するとき必ず提示を

受給者証と保険証



趣味を楽しみ健康で生き生きとした毎日を

次に該当する人が保険医療機関などで受診するときは、受給者証（老人医療受給の人は健康手帳も）のほか、加入している被保険者証が組合員証（保険証）も必ず窓口へ提示してください。対象は、乳幼児、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証と、老人保健法による医療受給者証を交付されている人です。

療や老人医療の受給資格を明らかにするために必要です。保険証を持たずに受診したときは、医療費の全額が自己負担となります。保険医療機関などで医療を受けるときは、保険証を忘れないように注意しましょう。

保険証が変わったときなどは届け出を
福祉医療や老人医療の受給者で、転居したり医療保険が変わったりしたときなどは、市役所国保年金課または城南・大胡・宮城・粕川支所へ早めに届け出てください。用意する物は左表のとおりです。

届け出に必要な物		
区分	福祉医療受給者	老人医療受給者
加入している医療保険が変わったとき	受給者証、保険証 治療時には病院などにも届け出が必要です。	受給者証、保険証
受給者証を紛失・破損したため再発行するとき	保険証	保険証
転出・転居したとき	受給者証	受給者証、印鑑
転入したとき	1. 乳幼児...保険証 2. 重度心身障害者（高齢重度障害者含む）...身障手帳（1級・2級）、療育手帳（A）または年金証書（国民年金1級）保険証 3. 母子・父子家庭など...母または父に所得税が課せられていないことを証明する書類、本市に本籍がない人は戸籍謄本、保険証 県内からの転入の場合で前住所地でも福祉医療を受けていた人は、上記の1から3のほかに、前住所地の市町村からの「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要。	保険証、負担区分等証明書 65歳以上75歳未満で寝たきりなどの状態にあると認定された人は、身障手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書（国民年金1・2級）など障害の程度を証明する書類が必要。 なお、既に前住所地で認定を受けていた人は「老人保健法による認定証明書」も必要。
交通事故で治療を受けたとき（城南・大胡・宮城・粕川支所ではできません。市役所国保年金課で手続きしてください）	保険証、受給者証、交通事故証明書、印鑑 福祉医療受給者で国民健康保険以外の医療保険に加入している場合は、各医療保険（保険者）にも手続きが必要。	



受診するときは忘れずに提示

医療費を大切に
福祉医療受給者が保険診療を受けた場合、医療費は加入する医療保険（保険者）から保険給付分が支払われ、受診者負担分

は福祉医療の制度によって県と市で負担しています。

また、老人医療受給者の場合、医療費のうち定率の受診者負担分を除いた費用は、老人保健制度で国・県・市の負担金と保険者の拠出金から賄われています。

この貴重な医療費を有効に活用するため、次の点に心掛け、健康な毎日を送りましょう。

かかりつけ医をもち病院巡りや多重診療はやめる 定期検診を受ける 栄養・運動・休養の健康三原則を守る。

：問い合わせは国保年金課 890 6253へ。